

平成 17 年 度  
国 家 予 算 に 関 す る 要 望

平成 16 年 7 月

指 定 都 市

札幌	札幌	市長	上藤相鶴	田井川岡部	文宗啓孝	雄黎一一夫
仙台	仙台	市長	阿中松栴	岡部田原本	武頼淳立	宏久兼一郎
さいたま	さいたま	市長	關矢秋末	田葉吉崎	忠興広太	利一郎
千葉	千葉	市長	山			
川崎	川崎	市長				
横浜	横浜	市長				
名古屋	名古屋	市長				
京都	京都	市長				
大阪	大阪	市長				
神戸	神戸	市長				
広島	広島	市長				
北九州	北九州	市長				
福岡	福岡	市長				

札幌	札幌	市議会議長	武鈴佐森坂	市木伯	憲繁鋼茂	一雄兵樹茂
仙台	仙台	市議会議長	相桜田新田	本川井中田	光治セツ	正幸子孝造
さいたま	さいたま	市議会議長	浅片川	中尾山上	健宰義	正尹之
千葉	千葉	市議会議長				
川崎	川崎	市議会議長				
横浜	横浜	市議会議長				
名古屋	名古屋	市議会議長				
京都	京都	市議会議長				
大阪	大阪	市議会議長				
神戸	神戸	市議会議長				
広島	広島	市議会議長				
北九州	北九州	市議会議長				
福岡	福岡	市議会議長				

地方分権の時代にふさわしい自主的・自立的なまちづくりを推進していくためには、地方税財源の充実確保が不可欠であり、国から地方への基幹税による税源移譲を進めるとともに、国の関与を廃止・縮減し、簡素にして効率的な行財政制度を確立する必要があります。そのために指定都市としても自らの問題として徹底した行財政改革に、今後もより一層の努力を傾注する所存です。

指定都市としては、極めて厳しい財政状況のなか、各圏域の中核都市としての都市基盤の整備等に加え、国際化、情報化の進展への対応など大都市特有の行政需要の増大に対し、事務事業の見直しによる歳出の節減合理化や税外収入の確保などに懸命の努力を尽し対応してまいりました。

今後とも、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るためには、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、厳しい選択を行いながら、

少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、災害に強い都市づくりなどの緊急かつ重要な施策について、積極的に推進していかなければなりません。

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、三位一体の改革により国から地方への税源移譲・権限移譲が一体的に行われ、真の地方分権が実現するまでの間、以下の要望事項は大都市行政を推進するうえで、是非とも国の協力が必要な事項を厳選したものです。

平成17年度国家予算編成にあたり政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、格段の配慮をされるよう強く要望します。

# 要 望 一 覧

国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施ならびに大都市税財源の充実強化に関する要望	1
保健福祉行政の充実に関する要望	5
教育行政の充実に関する要望	9
廃棄物処理事業の促進に関する要望	11
環境保全対策の充実に関する要望	13
雇用対策に関する要望	15
震災対策等に関する要望	16
国民の保護のための法制に関する要望	18
大都市交通事業に関する要望	19
都市基盤の整備促進に関する要望	21
港湾施設の整備促進に関する要望	24
住宅対策の充実に関する要望	25
上水道事業の促進に関する要望	26
P F I 事業推進に向けた環境整備に関する要望	27



# 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施ならびに大都市税財源の充実強化に関する要望

## 1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施

三位一体の改革は、地方分権を推進し、住民に身近な地方が自主的・自立的な行財政運営を責任を持って行うことにより、住民が行政サービスを自ら決定し享受できる仕組みを創る、住民のための改革である。

しかし、平成16年度における三位一体の改革は、その理念とは程遠く、地方において過大な歳入不足を招くなど、地方に一方的な負担を強いる、国の財政再建を優先したものとなった。

したがって、今後改革を進めるにあたっては、今一度地方分権の理念に立ち返り、地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向け、国と地方の役割分担、地方のあるべき行政サービスの水準、それに伴う国と地方の税源配分や財源保障・財源調整について、地方を交えて十分な議論を行った上で、国から地方への税源移譲と権限移譲を一体的に行うべきである。

以上のことから、次のとおり三位一体の改革を実

施すること。

## (1) 税源移譲の実現

地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するためには、現在、国・地方間における租税配分が3：2であるのに対し、実質配分ではこれが1：4と逆転している実態を踏まえ、所得税、消費税、法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、平成17年度において3兆円を上回る規模の税源移譲を国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して決定し、速やかに実施すること。

## (2) 国庫補助負担金の廃止・縮減

国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、地方が示す具体案に基づき改革を進め、必ず税源移譲につなげるとともに、地方の自由度の拡大のため、国の関与を速やかに廃止・縮減すること。また、その際には、地方に負担が生じないようその所要額を税源移譲すること。特に義務的事業にかかる経費についてはその全額を税源移譲するとともに、公共事業関係の国庫補助負担金についても税源移譲の対象と



すること。

なお、昨年検討された生活保護費負担金の負担率引下げのような、地方の自由度の拡大につながらず、単なる地方への負担転嫁に過ぎない国庫補助負担金の廃止・縮減は、決して行わないこと。

### (3) 地方交付税の改革

地方交付税の改革については、単に総額を抑制するのではなく、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。また、その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

### (4) 改革工程表の作成

三位一体の改革の全体像については、地方が適切な見通しを持って行財政運営ができるよう、地方の意向を十分に反映すること。

その上で、国庫補助負担金についてだけでなく、税源移譲や交付税改革についても一体的に盛り込んだ、年度別内容や規模などについて明確な工程表を早期に作成し、明示すること。

## 2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

圏域の中核都市である指定都市においては、大都市としての機能や特性を十分に発揮してその責務を果たしていくことができるよう、大都市特有の財政需要を抱えていることを十分に考慮して、都市税源、特に法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

# 保健福祉行政の充実に関する要望

## 1 生活保護費及び児童扶養手当給付費にかかる国庫負担率の確保

生活保護制度及び児童扶養手当制度については、国の責任において全国的に画一の取扱いがなされるべきである。単なる国庫負担率の引き下げは、地方の独自性や創意工夫を促すものではなく、多大な財政負担を地方に転嫁するものであり、国の社会福祉制度の責任を放棄するものに他ならないため、平成17年度以降においても国庫負担率の引き下げを行わないこと。

## 2 社会福祉施設等の整備促進

社会福祉施策を推進するため、老人福祉施設、障害者（児）施設、児童福祉施設、保護施設等の整備にあたっては、地域の実情や個別事業の内容を十分考慮し、福祉施策に重大な影響を及ぼすことのないよう、事業の実施に必要な財政措置を講ずること。

また、施設整備を促進するため、用地取得費に対する必要な財政措置等を講ずること。

## 3 国民健康保険財政の確立

国民健康保険財政の安定を図るため、所要の財政措置を講ずるとともに、地方負担や保険料負担の増

加を招くことなく、医療保険制度の一本化を行うなど、安定的で持続可能な制度を構築するための改革を早急に行うこと。

#### 4 介護保険制度及び支援費制度の確立

(1) 介護保険法の施行後5年を目途とした制度全般に関する見直しにあたっては、障害者の支援費制度との統合を含む、制度的課題への必要な対応策を検討し、国民の幅広い合意形成に努めること。

また、事前に地方自治体の意見を十分に集約し、その実態を踏まえて行うとともに、準備事務に配慮して、国の考え方を早期に提示すること。

(2) 支援費制度の円滑な運用を図るため、障害者のニーズに沿った必要な支給ができるよう、地方に負担転嫁することなく、市町村の実態を踏まえた所要の財政措置を講ずること。

(3) 制度の見直しに伴う事務経費等を含め、地方自治体に過重な財政的負担を生じさせることなく、財政措置を講ずるとともに、長期的に安定して運営できる制度を実現すること。

(4) 制度の根底となるサービス基盤の整備を推進するため、必要な財政措置の拡充を図ること。

## 5 福祉施策推進のための財政措置等の拡充

(1) 地域の実情に応じた在宅老人福祉施策の推進のため、これに伴う財政措置の拡充を図ること。

また、老人保健法に基づく老人保健事業については、地方自治体の財政負担が過大なものにならないよう、大都市の実情に応じた財政措置の拡充を図ること。

(2) 児童福祉施策の一層の推進にあたり、保育所待機児童解消のための施設整備にかかる特別措置の実施、保育所運営費の水準引き上げ、保護者負担の軽減及び放課後児童健全育成事業や特別保育の実施に伴う財政措置の拡充等の所要の措置を講ずること。

あわせて、保育制度の安定的な運営のため、保育所運営費について、地方へ負担転嫁することなく、確実な財源措置を講ずること。

また、深刻化する児童虐待に対応するため、児童虐待防止施策の充実とその財政措置の拡充を図ること。

(3) 福祉を担う人材の量的確保及び質的向上を図るための措置を拡充すること。

## 6 地域保健対策の推進にかかる財政措置の充実

地域保健対策の推進にあたっては、大都市の特殊性に配慮し、その自主性を尊重するとともに、保健所の機能強化などその具体的推進にかかる十分な人

材確保に対する支援と財政措置を図ること。

また、大都市における精神保健福祉施策の一層の充実を図るため、医療対策、社会復帰施設対策及び地域対策などにかかる制度の充実や地方交付税算定基準の改善により十分な財政措置を講ずること。

## **7 市立病院に関する財政措置の充実**

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営の安定化のため、また、平成16年4月1日から施行された新たな医師臨床研修制度の円滑な運営に資するため、社会保険診療報酬制度の適正化及び運営費等に対する財政措置の拡充を図るとともに、市立病院建設に対する新たな財政措置を講ずること。

また、電子カルテ等情報化整備に対する財政措置を継続すること。

## **8 小児救急医療体制の拡充**

小児救急医療を確保するため、小児医療にかかる診療報酬を大幅に引き上げ、実態に即した適正な評価をすること。

また、小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院運営事業に対する財政措置の充実を図ること。

# 教育行政の充実に関する要望

## 1 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財源措置等

(1) 義務教育費国庫負担制度がこれまでの教育行政において果たしてきた役割の重さを踏まえ、これを見直す場合にあっては、全国どこでもすべての子どもが一定の水準の教育を受けられるように、地方へ負担転嫁することなく、その所要全額について税源移譲による財源措置等を講ずること。

(2) 基礎学力の向上と、きめ細かな指導を実現するため、第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の円滑な実施を図ること。

また、いじめ、不登校及び外国人児童生徒・帰国児童生徒問題等の状況を踏まえ、大括り化した児童生徒支援加配の充実を図ること。

## 2 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財源措置

指定都市立小・中学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を前提とすること。

さらに、権限の移譲にあたっては、準備のための十分な移行期間を設けるとともに、その際発生する経費についても国において財源措置をすること。

### **3 義務教育施設等の整備促進**

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、計画事業量に見合う財政措置を講ずるとともに、非常災害時における学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

### **4 公立大学にかかる財政措置の拡充**

国の文教施策にのっとり、教育・文化の興隆と科学技術の発展に大きく貢献する公立大学の教育・研究に必要な諸条件を整えるため、財政措置の拡充を図ること。



# 廃棄物処理事業の促進に関する要望

## 1 処理困難な一般廃棄物に対する適正な処理・リサイクルの促進

有害性・危険性などの点から市町村による処理困難な一般廃棄物について、その製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

## 2 容器包装リサイクル法の見直し

容器包装リサイクル法については、拡大生産者責任の考え方に基づき、製造等事業者が、収集・運搬等を含めて容器包装のリサイクルを行うようにするとともに、非容器包装を含めた、市民にわかりやすい素材別のリサイクルとなるよう制度の見直しを行うこと。

また、法制度が見直されるまでの間は、自治体の負担が過大とならないよう適切な措置を講ずること。

### **3 廃棄物処理施設整備の充実**

廃棄物処理施設整備事業の円滑な推進を図るため、十分な財政措置を講ずること。

また、跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事及び施設周辺の余熱利用施設等の建設を財政措置の対象とするとともに、廃棄物再生利用施設の建設及びダイオキシン類削減対策にかかる整備に対する措置を拡充し、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復事業については措置対象として復元すること。

### **4 家電リサイクル法の見直し**

自治体が行う不法投棄された法対象物の回収及びリサイクル費用の負担について、関係業界等にも一定の負担を課すこと。

また、不法投棄対策の観点からリサイクル費用を製品の購入時に支払う前払い制とすること。

# 環境保全対策の充実に関する要望

## 1 市街地土壌汚染対策の推進

(1) 国は土地所有者の負担能力が低い場合については基金を通じた助成を行うとしているが、汚染原因者の負担能力が低い場合においても、汚染原因者負担の原則を維持しつつ、適切な土壌処理ができるような仕組みを作ること。

また、自治体が自ら汚染の状況調査や汚染の除去等を行う場合に、自治体の負担とならないよう、財政措置を講ずること。

(2) 工場と住宅等とが混在している大都市において実施可能な処理技術を早急に確立すること。

## 2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方自治体の取組みに対して財政措置を講ずるとともに、新エネルギーの技術開発及び新エネルギー施設導入促進のための助成措置や優遇措置の拡充を図ること。

## 3 自動車排出ガス対策の推進

自動車交通に起因する大気汚染対策を推進するため、ディーゼル車の最新規制適合車への早期代替の

促進や使用過程車の規制を強化するとともに、平成17年規制（新長期規制）実施後もさらに厳しい値を設定するなど、自動車排出ガス規制のより一層の強化を図ること。

また、ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の普及に向けた助成制度の充実や粒子状物質に加え窒素酸化物についても効果が高くかつ確実に低減できる後処理装置の早期開発など排出ガス対策の一層の推進を図るとともに、低公害車や新長期規制適合ディーゼル車の普及促進に向けて、技術開発の推進、燃料供給体制の確立のための基盤整備、各種の優遇措置や助成制度の拡充を図ること。

## 雇用対策に関する要望

### 1 雇用施策の推進にかかる大都市の役割の明確化と必要な財政措置

国・都道府県・市町村が行う雇用施策の重複を避けるため、それぞれの役割分担を明確にし、権限移譲するとともに、必要な財政措置を講ずること。

### 2 緊急地域雇用創出特別交付金事業の継続

緊急地域雇用創出特別交付金については、その事業期間が平成16年度末までとなっているが、依然として厳しい雇用情勢が続いていることから、平成17年度以降の同交付金事業実施のために必要な財政措置を講ずること。また、緊急地域雇用創出特別交付金事業の実施にあたっては、地方公共団体が地域の実情に応じた事業に取り組めるよう一層の配慮をすること。

### 3 雇用保険の被保険者以外の求職者に対する支援施策の実施

求職活動にあたって非常に不利な状況にある自営廃業者など、雇用保険の被保険者以外の求職者に対して、セーフティネット又は総合的な雇用対策としての支援施策の実施並びに必要な財政措置を講ずること。

# 震災対策等に関する要望

## 1 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築を推進するため、財政措置の拡充強化を図り、必要な事業費を確保すること。

## 2 水害対策の推進

都市型水害対策における、雨水流出抑制策の一層の推進や雨水排水施設のネットワーク化など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、財政措置の拡充強化を図り、必要な事業費を確保すること。

## 3 総合的な支援体制の充実

防災活動拠点として重要性を持つ消防庁舎等の整備や、消防・救急無線、防災行政無線のデジタル化の整備について、財政措置の拡充強化を図ること。

災害発生時における、情報の収集・提供等のシステムの構築などを推進するため、財政措置の拡充強化を図ること。

被災者は災害の規模に関係なく等しく支援を必要としており、また、生活再建のためのニーズは多様であるため、より多くの被災者の自立的な生活が迅

速かつ確実に再建できるよう、被災者生活再建支援法の対象となる被害基準の拡大や所得要件・年齢要件の緩和、支給限度額の引き上げなど制度のより一層の充実を図ること。

# 国民の保護のための法制に関する要望

## 1 財政上の措置

国民保護のために地方公共団体が果たすべき役割に対する活動経費や必要な施設整備に要する経費に関して、国の責任において財政上の措置を講ずること。

大都市の特例により指定都市が行うこととなっている救援措置について、国、都道府県、指定都市の関係を明確にすること。また指定都市が処理する事務にかかる経費については、指定都市に財政上の措置を講ずること。

## 2 国民の保護に関する基本指針の策定等

国における「国民の保護に関する基本指針」の策定にあたっては、大都市における多数で広範囲な住民や昼間流入者に対する避難誘導方法を具体的に示し、早期に策定すること。

国民保護のための措置を実施する際に、私権の制限が行われる場合の国民の権利利益の救済や私権の制限にかかる事務手続き等における具体的な要件、処理基準等を明確化すること。



# 大都市交通事業に関する要望

## 1 地下高速鉄道等にかかる財政措置

- (1) 地下高速鉄道の新線整備及びバリアフリー化等を目的とする大規模改良工事を推進するため、道路特定財源の一層の活用などにより、財政措置の拡充を図ること。

地下高速鉄道整備費補助制度においては、補助金の10%削減により地方負担が増加することのないよう、所要の財政措置を講ずること。

また、ニュータウン鉄道、新交通システム等についても、補助金の5%削減により地方負担が増加することのないよう、所要の財政措置を講ずること。

- (2) 既設線の機能強化、保安度の向上及び新線建設等に伴う大規模改良工事について、所要の財政措置を講ずること。また、地下鉄道の火災対策の基準に適合させるために設置する、駅の避難通路及び排煙設備等の整備を推進する工事について、財政措置の拡充を図ること。

- (3) 経営基盤の整備及び事業の安定化のため、高金利で借り入れた公営企業金融公庫資金について、借換措置を拡充するとともに、特に政府資金につ

いても、公庫資金同様の借換措置等を認めること。

## **2 バス事業にかかる財政措置**

- (1) 大都市におけるバス輸送の効率化と利用者の利便向上を図るため、バスレーンの拡充・カラー舗装化等バス優先化対策を推進し、バス停周辺の道路環境整備を行うとともに、ノンステップバスの導入、バス走行環境改善システム整備等のバス利用促進等総合対策事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 環境対策を推進するため、低公害車普及促進対策事業について、引き続き道路特定財源を活用するなど、財政措置の拡充を図るとともに、低公害車等の運行・維持管理費についても所要の財政措置を講ずること。

## **3 公共交通機関のバリアフリー化の促進**

「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づく地下鉄・バスの旅客施設・車両等のバリアフリー化に要する費用について、財政措置の拡充を図ること。

# 都市基盤の整備促進に関する要望

## 1 下水道整備の促進

(1) 老朽施設の改築・再構築、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための制度拡充を図ること。特に、老朽施設の改築・再構築については、安定した財源の確保がなされるよう制度の改善及び拡充を図ること。

また、高度処理経費についての新たな財政措置を講ずること。

さらに、主要な管きよの整備について、補助対象基準の緩和を図るとともに、指定都市と一般都市の格差是正に努めること。

(2) 公営企業借換債の要件の緩和等、金利負担を軽減するための制度の拡充を図ること。また、下水道施設の耐用年数に応じて地方債の償還年限の延長を図ること。

## 2 道路整備の促進

(1) 社会経済活動の中核をなす大都市において、都市基盤施設である道路整備が不十分であることから、重点的、効率的な道路整備を進めるため、所要の財政措置を講ずるとともに、引き続き道路

特定財源の確保を図ること。

また、道路特定財源制度の基本理念である受益と負担の原則に基づき、多額の道路特定財源諸税を負担している大都市への配分の拡大を、より一層図ること。

- (2) 国直轄事業負担金は、直轄事業が全国的視野の下に国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して個別に財政負担を課すものであるため、「三位一体の改革」に合わせて廃止すること。

### **3 都市河川整備の促進**

近年頻発している都市水害への備えを充実するため、地域住民の生活に密着した都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

### **4 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進**

- (1) 良好な都市環境の保全・創出や大震火災等に対する安全性の確保等、都市住民の生活を支える多様な役割を担う都市公園の整備等をはじめとする緑とオープンスペースの確保に関して、社会資本整備重点計画に基づき、必要な事業費を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、防災公園等の用地確保の推進のために必

要な財政措置の拡充を図るとともに、都市公園の整備にかかる地方財源の確保と負担軽減を図ること。

- (2) 都市における緑地の保全・育成及び都市緑化を早急かつ積極的に推進するため、必要な事業費を確保するとともに、地方財源の確保と負担軽減を図ること。

また、特に、景観緑三法の目的の実現のために、都市における緑地の保全、緑化推進にかかる税制上の優遇措置のさらなる拡充と施策の充実を図ること。

# 港湾施設の整備促進に関する要望

## 1 効率的な施設整備の推進と既存施設の有効活用

地域の実情に応じた効率的・重点的な港湾施設整備を推進するとともに、老朽化が進む既存港湾施設の有効活用を図り、機能を充実させるための措置を講ずること。

## 2 環境負荷の低い海上輸送への転換の推進

複合一貫輸送に対応した内貿ターミナルの整備を図り、地球環境への負荷の低い海上輸送へのモーダルシフトを推進すること。

## 3 災害に強い港づくりの促進

安全な都市・生活基盤作りに資する災害に強い港づくりを図るため、港湾施設の耐震強化と港湾海岸高潮対策施設の整備を促進すること。

## 4 個性あるみなとまちづくりの推進

我が国の美しい地域景観資源等を生かし、観光を通じた地域間の交流と地域社会の活性化を促進する「個性あるみなとまちづくり」を推進するとともに、地域再生のための地域ニーズに対応した支援措置を講ずること。

# 住宅対策の充実に関する要望

## 1 公的住宅供給の推進

公営住宅をはじめとする公的住宅は、景気回復の遅れ、少子・高齢社会の進展等の現社会情勢下、大都市におけるその役割がより一層重要となっているので、引き続きその供給に必要な措置を講ずること。

## 2 住環境整備と市街地住宅供給の促進

住環境の整備及び良好な市街地住宅供給を促進するとともに、災害に強い安全なまちづくりを進めるため、住宅市街地総合整備事業をはじめとする各種事業の推進に必要な措置を講ずること。

## 3 市街地再開発事業の推進

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、住宅供給を促進するため、市街地再開発事業の推進に必要な措置を講ずること。

# 上水道事業の促進に関する要望

## 1 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水源開発、高度浄水施設整備事業、老朽基幹水道施設更新・改良事業等、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

## 2 災害対策の推進に対する財政措置の強化

- (1) 水道施設のライフライン機能を強化するため、管路の耐震化、配水池容量の増大をはじめとする緊急時給水拠点確保等のための事業、並びに貯水施設、浄・配水施設の耐震性を強化するための事業の推進に資する所要の財政措置を講ずること。
- (2) 水道施設の安全強化のための施設整備事業、並びに平成11年度限りとなっていた水道施設緊急支援事業については、その必要性の高さにかんがみ、事業の実施のために必要な財政措置を講ずること。
- (3) 上水道安全対策事業にかかる一般会計出資制度について、一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。



# **P F I 事業推進に向けた環境整備に関する要望**

## **1 P F I 関連融資制度の拡充**

日本政策投資銀行の P F I 関連融資制度については、無利子融資制度の適用期限を延長し、また、低利子融資制度の拡充を図ること。

## **2 P F I 事業にかかる税制措置**

P F I を選択する上で、税制面における公平性を確保するため、P F I 事業にかかる法人税、登録免許税、不動産取得税などの軽減措置を講ずること。

## **3 民間資金等活用事業調査費補助金制度の適用拡大**

民間資金等活用事業調査費補助金については、指定都市も対象に加えること。

# 平成 17 年度国家予算に関する重点要望

国の来年度の予算編成について、非常に厳しい情勢にあることは承知していますが、本要望は、指定都市として大都市行政を推進するうえで、国の協力が必要な事項を厳選したものです。

とりわけ、下記の事項について、格段の配慮をされるよう強く要望します。

## 記

### 1 国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革の実施

地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向けて、国から地方への税源移譲・権限移譲を基本とする三位一体の改革を実施するよう要望する。

- (1) 地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を確立し、地域のニーズに的確に対応するため、所得税・消費税・法人税など複数の基幹税を国から地方へ税源移譲することにより、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。

この趣旨を踏まえ、平成 17 年度において 3 兆円を上回る規模の税源移譲を国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して決定し、速やかに実施すること。

- (2) 国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、地方が示す具体案に基づき改革を進め、必ず税源移譲につなげるとともに、国の関与を速やかに廃止・縮減すること。また、その際には、地方に負担が生じないようその所要額を税源移譲すること。特に、義務的事業にかかる経費についてはその全額を税源移譲するとともに、公共事業関係の国庫補助負担金についても税源移譲の対象とすること。
- (3) 地方交付税の改革については、単に総額を抑制するのではなく、地方からの意見を踏まえ、地方のあるべき行政サービスの水準について十分な議論を行った上で進めること。また、その際には、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく、双方を重視すること。

(4) 三位一体の改革の全体像については、地方が適切な見通しを持って行財政運営ができるよう、地方の意向を十分に反映すること。

その上で、国庫補助負担金についてだけでなく、税源移譲や交付税改革についても一体的に盛り込んだ、年度別内容や規模などについて明確な工程表を早期に作成し、明示すること。

## 2 生活保護費及び児童扶養手当給付費にかかる国庫負担率の確保

生活保護制度及び児童扶養手当制度については、国の責任において全国的に画一の取扱いがなされるべきであり、単なる国庫負担率の引き下げは、地方への多大な財政負担の転嫁と国の社会福祉制度の責任放棄に他ならないため、平成17年度以降においても国庫負担率の引き下げを行わないこと。

## 3 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財源措置

指定都市立小・中学校等の教職員にかかる給与費負担の移管については、その所要全額について道府県からの税源移譲が不可欠である。

また、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を前提とすること。

平成16年7月

指 定 都 市